

令和 2 年 6 月 5 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03388

研究課題名（和文）国連組織における法秩序の体系的研究

研究課題名（英文）Legal Order of the UN Organization

研究代表者

黒神 直純（Kurokami, Naozumi）

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：80294396

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、国連創設以来、国連を構成する組織に関して生じたあらゆる法現象を分析することにより、国連の組織における法秩序の全容を明らかにすることであった。そこには憲章を頂点とした一定の法秩序が形成されている。国連創設後機関で定められた成文法規則や、各機関や加盟国の実行に基づく慣習規則などさまざまな規範とその生成メカニズムを明らかにしておくことは、国連研究はもとより、これまで十分に明らかにされてこなかった国際機構法体系の重要な一部を構成する組織法（あるいは「内部法」）研究として大きな意義を有することになると考え、研究を行った。論文を通じた研究成果の公表など期間中に大きな成果があった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、わが国の国連研究および国際機構法研究において、国連組織法に関する包括的かつ本格的な研究は皆無であり、本研究が唯一重要な研究となりうる。また、本研究は、国際法・国際機構法のみならず、国際政治学・国際行政学等にもまたがる学際的研究であることはもちろんのこと、実務上および教育上の価値も十分にある。例えば、昨今、日本から国連に人的貢献を果たすことが急務とされているところ、本研究は、グローバル人材の育成という観点から、今後外交官や国連職員として国際舞台での活躍を目指す者やその指導に当たる者にとっても、きわめて有益かつ必要な情報を提供することを確信する。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to analyze and clarify all legal norms that have been occurring in the UN Organs since its establishment. Activities of the UN are based upon its own interpretation of the UN Charter and other relevant rules. It could be said that there is a certain legal order which is constructed under the Charter. It is very important for us to reveal not only regulations and rules which are made in each organ but also customary rules established by practices of UN organs.

研究分野：国際法

キーワード：国際連合 国連 国際機構 内部法 国際法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

国連諸機関の決議は、憲章 25 条に基づく安全保障理事会（以下、「安保理」）の決定を除き、一般には法的拘束力がないと説明される。他方、国連の組織においては、国連憲章を頂点とした法秩序が形成されているともいわれる。たしかに、組織の内部事項に関わる決定は、組織活動に不可欠のものとして拘束力を有する。例えば加盟国に関して、新規加盟国の承認（4 条） 権利・特権停止（5 条）について、総会で決定された事項は法的拘束力を有する。安保理非常任理事国（23 条） 補助機関の設置（7 条、22 条、29 条） 事務総長の任命（97 条） 予算（17 条）等に関しても同様である。

これら国連の組織に生起する法的拘束力のある規範（ここでは以下「国連組織法」または単に「組織法」とする）に着目すれば、国連憲章を頂点とする法秩序が見えてくる。では、この組織法とはいかなる形態をとるのか。内部機関が生み出す諸規則もあれば、機関や加盟国が積み重ねた実行が法規範となることもある。国連組織内部に生起する規範は実に様々である。国連憲章を頂点とした法秩序を体系化するためには、これらの組織法をきちんと整理し、それらが生起し生成されるメカニズムに着目して全容を解明する必要があると考えたのが本研究開始当初の背景である。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、国連創設以来、国連を構成する組織に関して生起したあらゆる法現象を分析することにより、国連の組織における法秩序の全容を明らかにすることにあつた。国連の組織構造は創設以来緻密になり、各機関は国連憲章や諸規則を解釈して日々活動を行っている。そこには憲章を頂点とした一定の法秩序が形成されている。国連創設後 70 年が経過し、機関で定められた成文法規則や、各機関や加盟国の実行に基づく慣習規則などさまざまな規範とその生成メカニズムを明らかにしておくことは、国連研究はもとより、これまで十分に明らかにされてこなかった国際機構法体系の重要な一部を構成する組織法（あるいは「内部法」）研究として大きな意義を有することになるのである。

### 3. 研究の方法

本研究においては、国連組織法の体系的な研究を、年度ごとに以下の 3 つに分けて実施した。平成 29 年度は、憲章の起草過程の分析を中心とする第 1 段階：国連憲章の起草過程の研究 前提的考察、平成 30 年度は、規範の生成メカニズムを中心に規範形成を明らかにする第 2 段階：規範形成に関する研究、平成 31 年度は、規範の明確化に関わる司法的機関や非司法的機関とそれを下支える学説を研究対象とし、すべての研究まとめる第 3 段階：規範明確化の研究と総括とした。

本研究の方法としては、主に、国連各機関の決議、議事録等各種関連文書、各補助機関発行の諸規則、Repertory of Practice of United Nations Organs などの資料の分析が中心となった。国連関連データベースや在京国連広報センターなどを用いた資料収集、各国の国連代表部職員および国連職員ならびに国際法・国連研究者とのメールや電話での意見交換も行った。また、研究期間中、2018 年 8 月に開催された国際法協会（ILA）シドニー大会に参加し、各国の国際法・国際機構研究者との意見交換・情報収集を行った。

### 4. 研究成果

#### 【第 1 段階（平成 29 年度）】

まず第 1 段階として、国連憲章の起草過程に関する研究を行った。国連憲章は、動態的な「生きた文書（living instrument）」（E・ハンブロー）であるといわれる。その動態的な性質のルーツを探るべくここでは、憲章解釈のプロセス、総会や安保理等の主要機関の規範制定権限といった問題が、憲章の起草段階からどのように議論されてきたのかを考察した。ここでの研究対象は、憲章が採択された 1945 年のサンフランシスコ会議および同会議により設置された準備委員会に関する 1 次資料や当時の議論、学説の研究が中心となった。

第 1 に、サンフランシスコ会議においては、とりわけ憲章の解釈権限について議論があつた。例えば、総会または国際司法裁判所（以下、ICJ）が憲章解釈の権限を有するべきとか、総会と安保理が解釈するべきなど多くの議論がなされたといわれる。ところが結局、特定の解釈機関は指定されなかった。その結果、今日に至るまで各機関が自由に憲章解釈を行い活動を行ってきた。そこで、サンフランシスコ会議の議事録をひも解くことにより、さまざまな委員会で議論された主要機関による憲章解釈権限の問題につき、当時いかなる議論がなされたのかを網羅的に検証し分析した。

第 2 に、準備委員会は、国連創設直後、国連をどう動かすか、各主要機関をどう動かすかを議論した。第 1 回総会の開催に備えて、同委員会では綿密な議論がなされ、総会や安保理に対して、暫定手続規則を制定した。また、事務局に対しては、暫定職員規則を制定した。当時、主要

機関を動かすために、それぞれの活動に関わる規則を制定することがまずもって必要とされたことがわかる。また、これと併せて、同委員会は、各機関に対して補助機関の設置も勧告した。例えば総会を動かすために、下部に6つの委員会を設置することや安保理の下に軍事参謀委員会を設置することなどが勧告された。国連創設当初から、規則の制定や補助機関の設置(とそれに伴って任務や権限に関する規則の制定)が不可欠とされていることから、当時の議論を網羅的に分析し、国連組織法の秩序が形成された端緒を探り出した。

### 【第2段階(平成30年度)】

この研究期間においては、国連の組織に関して、憲章を頂点としていかに法秩序が形成されてきたかを検討した。具体的には、機関が生み出すそれぞれの規則、つまり(1)成文法規範と、明示の成文法規範がなくとも一般に受け入れられた実行の積み重ねによる(2)不文法規範を研究対象とした。

#### (1) 成文法規範の検討

成文法規範を検討するうえで、機構の重要な機能に注目した。1つは各機関に認められた規則制定機能であり、今1つは補助機関の設置機能である。前者においては、機関が規範を生み出すことで、機関の活動が開始されかつ常時それによって規律されることになる。また、後者においては、機関が新たな機関を生み出すことで、それを取り巻く規範が現れ、憲章を頂点とした秩序のすそ野が広がることになるからである。前者の例としては、各機関の手続規則、事務局に関する職員規則、予算に関する規則などが挙げられる。後者の例としては、総会や安保理の下に設けられた補助機関が研究の対象とした。

#### (2) 不文法規範の検討

上記のような明示の成文法規範がなくとも、一般に受け入れられた実行の積み重ねであれば、国連組織における不文法の規範形成につながりうる。もっともひとことに行為の積み重ねとはいえ、機関の行為としては、正式に決議を採択して実行が繰り返される場合と、決議の採択もなく行為が継続している場合がありうる。前者の例としては、事務総長の任期(1期5年間)に関する実行や、総会と安保理によるPKO設置決議採択権限および安保理による軍事制裁を授権する決議の採択権限、後者の例としては、総会や安保理のコンセンサス方式の実行が挙げられる。これらを中心に、できるだけ多くの実行を国連関係資料から析出した。

### 【第3段階(令和元年度)】

国連組織の法秩序を検討するには、規範形成のみならず、それがいかに明確化され、それにより秩序が安定的に維持されてきたかも見ておく必要がある。国連憲章を有権的に解釈する機関が存在せず、その解釈は各機関や加盟国など機構の構成員に委ねられているとはいえ、これまで他の機関も解釈を行い、規範の明確化に貢献してきた。従って、ここでは、(1)司法的機関および(2)非司法的機関による実行を分析した。さらに、(3)学説も重要な役割を果たしてきており、併せて考察した。

(1) 司法的機関による実行の検討:ここでは、ICJの勧告的意見の分析が中心となる。これに加え、国連紛争裁判所および上訴裁判所(かつての国連行政裁判所)や旧ユーゴ国際刑事裁判所などの判例分析も併せて行った。

(2) 非司法的機関による実行の検討:ここでは、国連事務局の法務局(Office of Legal Affairs)の見解や、ILCでの議論などが研究対象となる。

(3) 学説の検討:ここでは、主として、国際機構の行為を正当化する文脈でこれまで展開されてきた「黙示的権能理論」や「後の実行」などに関する学説の動向分析が中心となった。

以上の研究を行う過程で、以下の研究成果を得た。必ずしも国連を中心に検討していないものもあるものの、いずれも常に国連との比較の中で検討したものである。

・黒神直純「ILO行政裁判所判決審査手続の廃止について」『実証の国際法学の継承 安藤仁介先生追悼』(信山社、2019年)677-703頁。

・黒神直純(共編) 芹田健太郎編集代表『コンパクト学習条約集〔第3版〕』(信山社、2020年)(共編)

・黒神直純「マジル事件」薬師寺公夫ほか編集代表『判例国際法〔第3版〕』(東信堂、2019年)。

・黒神直純「2 国際機構の免除 国際機構の裁判権免除と『公正な裁判を受ける権利』 ウェイトおよびケネディ判決 (Waite and Kennedy v. Germany)」[1999、大法廷] 小畑郁ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社、2019年)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 小畑 郁他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 572
3. 書名 ヨーロッパ人権裁判所の判例	

1. 著者名 浅田正彦他編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 1060
3. 書名 実証の国際法学の継承 安藤仁介先生追悼	

1. 著者名 芹田健太郎編集代表	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 536
3. 書名 コンパクト学習条約集〔第3版〕	

1. 著者名 薬師寺公夫他編集代表	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 776
3. 書名 判例国際法〔第3版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----